平成２８年（フ）第１４５号
北海道深川市錦町８番１号
債務者　伊藤　和美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５１号
北海道旭川市神居２条12丁目１番15号
債務者　森山　忠男
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
北海道旭川市東光３条４丁目４番６号　ハイツカノン101号
債務者　小針　幹男
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７９号
栃木県宇都宮市西川田町959番地２　ハイツカミハラ３―102、前住所栃木県宇都宮市八千代２丁目１番７号
債務者　角田　知重
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８１号
栃木県宇都宮市鶴田町3353番地58　太陽マンション105　203号室、前住所栃木県鹿沼市みなみ町12番地８　雇用促進住宅奈良部宿舎１号棟307号室
債務者　佐々木卓也
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８３号
栃木県日光市瀬尾616番地１　（５―３―２）
債務者　影山　直史
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９８号
岡山市南区築港栄町11番８号南輝サンテリヤ103
債務者　髙田奈津子（旧姓濵野）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７号
大分県速見郡日出町大字藤原4352番地８
債務者　川口　明美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０５号
山口県防府市牟礼柳19番27号
破産者　山田　幸雄
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６８４号
福岡市南区花畑３丁目42番１―202号
破産者　川﨑　和彦
1　破産債権の届出期間　平成28年７月26日まで
2　一般調査期日　平成28年８月３日午前11時30分
平成28年６月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２３号
京都府相楽郡精華町大字植田小字川佐32番地
破産者　日本商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
2　一般調査期日　平成28年９月14日午後１時30分
平成28年６月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県養父市大屋町筏字天谷845番地、住民票上の住所兵庫県養父市大屋町筏520番地３
破産者　本田　茂一
1　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
2　一般調査期日　平成28年10月４日午後４時30分
平成28年６月29日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８６０号
大阪府高槻市芝生町２丁目65番１号の３
破産者　合同会社グィン
1　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで
2　一般調査期日　平成28年９月15日午後２時
平成28年６月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９号
愛媛県松山市愛光町７番３号　第７みのりハイツ愛光207号
破産者　玉井　陽菜
法定代理人親権者母　玉井　　渚
1　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
2　一般調査期日　平成28年10月６日午後１時30分
平成28年６月30日　　松山地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０２８号
東京都港区浜松町１丁目27番12号
清算株式会社　デジタルブレイン株式会社
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０３２号
東京都中央区京橋２丁目８番21号
清算株式会社　株式会社大村電器
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２号
長野県佐久市内山6658番地
清算株式会社　株式会社佐久平カントリークラブ
代表清算人　髙野　公志
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
清算株式会社に対し、平成28年１月24日までの原因に基づいて発生した債権とする。
２　定義
⑴　預託金債権
清算株式会社に対し、佐久平カントリークラブに係る会員契約に基づく預託金債権を有している債権者の保有する債権をいう。